

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第21期（2018年12月1日～2019年11月30日）

新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の状況に関する重要な事項

連結株主資本等変動計算書・連結注記表

株主資本等変動計算書・個別注記表

シリコンスタジオ株式会社

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.siliconstudio.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第3回新株予約権
発行決議の日	2014年8月28日
新株予約権の数	20個
保有人数 当社社外取締役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 2,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり934円
新株予約権の行使期間	自 2016年9月27日 至 2021年7月31日
新株予約権の主な行使条件	①権利行使時までの間、当社役職員であること。 但し、取締役会が正当と認めた場合で、地位喪失後6カ月以内または権利行使期間開始6カ月以内の場合。 ②死亡した場合、その相続人は行使できない。 ③行使期間であっても当社が取引所へ上場等するまでの間は行使できない。 ④その他の条件は、当社との新株予約権割当契約で定める。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
- 該当事項はありません。

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

- (2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「シリコンスタジオグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行っております。
- ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しております。
- ③ コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる取締役が参加するコンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告をしております。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めております。
- ④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告しております。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレートサービス本部を窓口として定め、適切に対応しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理しております。
- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとしております。
- ② リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行っております。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレートサービス本部が行っております。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。
- ④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行っております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- ② 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行しております。
- ③ 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行っております。
- ② グループ会社の管理はコーポレートサービス本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任しております。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査しております。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、コーポレートサービス本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとしております。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとしております。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会っております。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消しております。
- ② コーポレートサービス本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。
- ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

(10) 上記体制の運用状況

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況や必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。2018年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された問題などについて、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。

株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2018年12月 1 日
至 2019年11月30日 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	439	2,187	△1,068	△236	1,321
当期変動額					
新株の発行	14	14			28
親会社株主に帰属する当期純利益			158		158
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	14	14	158	△0	186
当期末残高	453	2,201	△910	△236	1,507

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1	△1	10	1,330
当期変動額				
新株の発行				28
親会社株主に帰属する当期純利益				158
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1	△1	△1	△2
当期変動額合計	△1	△1	△1	184
当期末残高	△2	△2	9	1,514

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

イグニス・イメージワークス株式会社

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

1 社

会社等の名称

株式会社イリンクス

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、3年以内での見込み販売収益に基づく償却額、又は残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法としております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,948,200株

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

3 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 152,500株

3. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により資金を調達し、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金・未払金・未払費用は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達であり、長期借入金並びに社債は、主に事業のプロジェクトに係る資金の調達、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済（償還）期日は決算後、最長で2年後であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に基づき与信限度額水準の見直しを年1回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価等を把握することによって、変動リスクを管理しております。

敷金は差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金・未払費用、営業外債務である借入金・社債は資金調達に係る流動性リスクに晒されており、月次資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	903	903	—
(2) 売掛金	670	670	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	0	0	—
(4) 敷金	141	141	0
資産計	1,715	1,715	0
(1) 買掛金	64	64	—
(2) 未払金	127	127	—
(3) 未払費用	158	158	—
(4) 短期借入金	107	107	—
(5) 長期借入金(※)	155	155	0
負債計	613	613	0

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

[資産]

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

(4) 敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

[負債]

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 108百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	520円25銭
1株当たり当期純利益	54円97銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 2018年12月 1 日 〕
〔 至 2019年11月30日 〕

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	439	638	1,548	2,187	0	△1,157	△1,156
当期変動額							
新株の発行	14	14		14			
当期純利益						96	96
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	14	14	—	14	—	96	96
当期末残高	453	652	1,548	2,201	0	△1,060	△1,059

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△236	1,233	△1	△1	10	1,242
当期変動額						
新株の発行		28				28
当期純利益		96				96
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△1	△1	△1	△2
当期変動額合計	△0	124	△1	△1	△1	122
当期末残高	△236	1,358	△2	△2	9	1,365

個別注記表

1. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

- ② その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

- ① 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

- ② 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、3年以内での見込み販売収益に基づく償却額、又は残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）による定額法としております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

5 その他

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20百万円
長期金銭債権	50百万円
短期金銭債務	42百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上	15百万円
仕入	157百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数 普通株式 55,040株

(注) 自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) の信託財産として信託口が所有する当社株式25,000株が含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	24百万円
未払社会保険料	3百万円
資産除去債務	9百万円
ソフトウェア	7百万円
投資有価証券評価損	12百万円
未払事業税	3百万円
受注損失引当金	7百万円
売上原価	6百万円
繰越欠損金	644百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	726百万円
評価性引当額	△658百万円
繰延税金資産合計	68百万円

繰延税金負債

除去費用	△2百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△2百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	イグニス・イメージワークス株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 CGの外注等	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	50

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	468円80銭
1株当たり当期純利益	33円55銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。